

巡回相談事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の全部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 実施主体は、ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者の起居する場所を巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、次に掲げるように、各種施策の活用に係る助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、付き添い及び事務手続き等を行うなど、必要な支援を行うものとする。

- (1) 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所や自立支援センター等の利用を促すこと。
- (2) 緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、緊急一時宿泊施設等の利用を促すこと。
- (3) 福祉的援護が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるように、必要に応じて付き添い等を行うこと。
- (4) 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等が受けられるように、必要に応じて付き添い等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診につなげる。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについてもこころの相談所や保健所等の協力を得て、相談活動の中に含めて行うこと。
- (5) 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を行うこと。
- (6) 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行うこと。
- (7) 自立支援施設を自主退所するなどした者の中で、再び野宿生活に戻った者については、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等に努めること。
- (8) ホームレス数（概数）及び生活実態を常に把握し、川崎市が年1回程度行うホームレスの実態調査の結果を川崎市の指示・依頼に基づき報告すること。
- (9) その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を行うこと。

(事業の実施)

第4条 相談活動の実施に当たっては、次の各号により行うものとする。

- (1) 必要な相談体制(チーム)を編成し、相談事業計画等を策定し、効果的な相談活動を行うこと。
- (2) 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。
- (3) 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等との同行による相談活動等の実施に努めること。
- (4) 相談員は、相談者ごとに相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握すること。また、継続的な相談・支援が行えるように、相談記録を他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるようにすること。
- (5) 関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い及び事務手続き等を行うこと。

(関係者・関係機関との連携)

第5条 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めるものとする。

(相談者のプライバシーの確保)

第6条 本事業の実施に携わる職員は、相談者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させてはならない。

(実施状況報告)

第7条 健康福祉局は、本事業を社会福祉法人等に委託する場合、定期的に事業実施状況の報告を求めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。